株式交換に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第193条に定める書面)

2024年11月22日

株式会社倉元製作所

株式交換に係る事前備置書面

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1 株式会社倉元製作所 代表取締役社長 渡邉 敏行

当社と株式会社アイウイズロボティクス(以下「IWR」といいます。)は、それぞれ、2024年9月2日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、IWRを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、同日、当社はIWRと株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

- 1. 本株式交換契約の内容(会社法第794条第1項) 別紙1のとおりです。
- 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 (会社法施行規則第193条第1号) 別紙2のとおりです。
- 3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号) 該当事項はありません。
- 4. 株式交換完全子会社のついての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第3号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容 別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(本株式交換契約の締結)

IWRは、2024年9月2日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、IWRを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記1.「株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第193条第4号)

(本株式交換契約の締結)

当社は、2024年9月2日開催の取締役会において、IWRとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、IWRを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契

約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記 2. 「株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規 則第193条第5号)

会社法第799条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1

【本株式交換における株式交換契約の内容】 次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社倉元製作所(以下「甲」という)と株式会社アイウイズロボティクス(以下「乙」という)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換の方法)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済普通株式の全部を取得する。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲商号:株式会社倉元製作所

住所:宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1-1

乙商号:株式会社アイウイズロボティクス

住所:東京都品川区大井一丁目47番1号 NTビル12階

第3条(本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項)

- 1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に 13,755.78889 (2024 年 8 月 30 日終値を基準)を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
- 2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対してその保有する乙の普通株式 1 株につき 13,755.78889 を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
- 3.前二項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適宜定める金額とする。

第5条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年11月1日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (株式交換承認手続き)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主 総会決議を経る。

第7条(善管注意義務)

1. 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あら

かじめ甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得決議を行ってはならない。

第8条(本契約の変更及び解除)

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、甲 又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障と なる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲及び乙で協議し合意の上、株式 交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、甲乙間で締結した基本合意書の内容に従う。本契約及び当該基本合意書のいずれにも定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

第10条(準拠法及び裁判管轄)

- 1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 (以下余白)

甲と乙は、本契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、 本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書 はその写しとする。

2024年9月2日

甲 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前 1-1 株式会社倉元製作所 代表取締役 渡邉敏行

乙 東京都品川区大井1丁目47番1号 NT ビル12階 株式会社アイウイズロボティクス 代表取締役 王 馳

別紙2

【会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する 事項(会社法施行規則第193条第1号)】 次頁以降をご参照ください。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	IWR (株式交換完全子会社)	
本株式交換に係る割当比率	1	13, 755. 78889	
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式7,772,021株		

(注) 1 本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)

当社は、IWRの普通株式1株に対して、当社普通株式13,755.78889株を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。本株式交換比率を変更することが決定した場合には、直ちに開示いたします。

(注)2 本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式7,772,021株を、当社が I WRの発行済株式の全てを取得する時点の直前時の I WRの株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換による交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式90,471株を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

(注)3 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる I WR の株主の皆様においては、当該単元未満株を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式

(注)4 1株に満たない端数の処理

の買取りを請求することができます。

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数が生じた場合、IWRの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

別紙3

【株式交換完全子会社のついての最終事業年度に係る計算書類等の内容】 次頁以降をご参照ください。

決 算 報 告 書

(第 1 期)

自 令和 5年 2月 1日 至 令和 5年12月31日

株式会社アイウイズロボティクス

東京都江戸川区東葛西 五丁目29番12号

電話: - -

対 照 表

令和 5年12月31日 現在

資 産

 \mathcal{O}

部

合

計

267, 771, 890

円)
額
26, 271
552,050
664, 783
342, 415
03,000
864, 023
26, 271
45, 619
000,000
45, 619
45, 619
45, 619
45, 619

負債及び純資産合計

267, 771, 890

損 益 計

自 令和 5年 2月 1日 至 令和 5年12月31日

武会社アイウイズロボティクス 科 目	金	(単位: 円 額
【売上高】		·
売 上 高	326, 081, 255	
売 上 高 合 計		326, 081, 255
【売上原価】		
当期商品仕入高	267, 762, 900	
合 計	267, 762, 900	
売 上 原 価		267, 762, 900
売 上 総 利 益 金 額		58, 318, 355
【販売費及び一般管理費】		
役 員 報 酬	3, 600, 000	
給料 手 当	470,000	
法 定 福 利 費	399, 978	
福 利 厚 生 費	20, 993	
外 注 費	1, 347, 727	
荷 造 運 賃	95, 470	
接待交際費	1, 082, 662	
会 議 費	338, 341	
旅 費 交 通 費	1, 731, 032	
通信費	289, 054	
消 耗 品 費	1, 929, 865	
事務用消耗品費	15, 133	
水 道 光 熱 費	22, 061	
支 払 手 数 料	1, 235, 014	
地 代 家 賃	539, 000	
保	30, 030	
租 税 公 課	141, 392	
支 払 報 酬 料	19, 920, 886	
研 究 開 発 費	1, 500, 000	
減 価 償 却 費	2, 043, 425	
雑費	1, 853	
販売費及び一般管理費合計		36, 753, 916
営業利益金額		21, 564, 439
【営業外収益】		
受 取 利 息	2 294 179	
新 収 入	3, 284, 178	9 904 100
営業外収益合計 ※おもまたの類		3, 284, 180
経 常 利 益 金 額		24, 848, 619
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額 法 人 税 等		24, 848, 619 8, 303, 000

科 目	金	額
当期純利益金額		16, 545, 619

株主資本等変動計算書

自 令和 5年 2月 1日 至 令和 5年12月31日

株式会社アイウイズロボティクス			(単位: 円)
【株主資本】			
資 本 金	当期首残高		0
	当期変動額	新規資本金	1,000,000
		増資資本金	4,000,000
	当期末残高		5,000,000
利 益 剰 余 金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	当期純利益金額	16, 545, 619
	当期末残高		16, 545, 619
利益剰余金合計	当期首残高		0
	当期変動額		16, 545, 619
	当期末残高		16, 545, 619
株 主 資 本 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		21, 545, 619
	当期末残高		21, 545, 619
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		21, 545, 619
	当期末残高		21, 545, 619